

能勢町生ごみ堆肥化機器購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭ごみの減量化・リサイクル推進の一環として、家庭から排出される生ごみを自らが堆肥化し、家庭園芸等の肥料として利用することにより、ごみの減量化を図るとともに資源のリサイクル意識の高揚を図ることを目的とする。

(補助対象機器)

第2条 補助の対象となる機器は、家庭用生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器とする。

2 生ごみ堆肥化機器に要する設置費用、消耗品、維持管理経費については、補助金交付対象外とする。

ただし、処理機及び容器を購入するときに、当該処理機及び容器に付属している物（消耗品等）は補助金交付対象とする。

3 補助対象基数は、1家庭当り処理機は1機、容器は2器を限度とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

2 能勢町に住所を有し、現に居住、生計を営む一般家庭。

3 処理機または容器を設置する敷地を有し、自己の責任において、これを適切に管理できる者であること。

4 処理物としての堆肥は、設置者自らが、家庭園芸用等として処理できる者であること。

5 2世帯以上同居の場合で、生計を同じにしている者は1家庭とみなす。

(補助金等)

第4条 補助金の額は、購入に要する費用の5分の4に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ堆肥化機器購入補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類（領収書及び保証書）を添付の上、購入日から3ヶ月以内に町長に申請するものとする。

2 処理機及び容器の更新に伴う補助金の申請は、当該更新をしようとする処理機及び容器につき、補助金を受けた日から5年を経過しなければ行うことができないものとする。

(補助金請求の委任)

第6条 あらかじめ町長が契約する町内の販売店（以下「契約販売店」という。）より処理機及び容器を購入する者は、生ごみ堆肥化機器購入補助金申請及び受領に関する委任書（様式第2号）に關係書類（領収書及び保証書）を添付の上、補助金の申請受領に関する権限を契約販売店に委任することができる。

2 契約販売店は、前項の規定により補助金交付申請を委任されたときは、請求書（様式第3号）に關係書類（申請者一覧表及び納品書）を添付して町長に請求するものとする。

3 第5条第1項の規定により契約販売店において処理機及び容器を購入した者の代金支払については、第4条第1項に規定する補助金交付額を差し引いた金額を契約販売店に支払うものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、第5条の規定により申請のあったときは、その内容を審査し規定に適合していると認めたときに補助金を交付するものとする。

2 第6条第2項の規定による補助金の交付は、補助すべき額を契約販売店に支払うことにより行う。

(補助金の返還等)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、すでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(経過措置)

第9条 補助金交付は本要綱施行後に処理機または容器を購入した者に対し補助金の交付を行うものとする。

2 従前の能勢町生ごみ堆肥化機器補助金交付要綱により、容器の補助金の交付を受けた者及び能勢町生ごみ処理機モニター事業においてモニターとして生ごみ処理機を設置している者については、本要綱による購入補助金交付を受けたものとみなす。

(補則)

第10条 この要綱に定めるものの他必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年11月1日から施行する。